

## パートで働く奥さんは…?

配偶者控除や扶養控除の対象となる人の合計所得金額要件が「38万円」に引き上げられました。



パート収入は、通常給与所得になります。パートの年収額から給与所得控除(年収161万9,000円未満は一律65万円)を差し引いた給与所得が38万円以下であれば配偶者控除が受けられます。なお、給与所得が38万円を超えても、76万円未満であれば配偶者特別控除が受けられます。

また、給与所得金額が34万円(市県民税の所得割非課税限度額)または38万円(所得税基礎控除額)を超えると、奥さん自身にも、市県民税または所得税がかかる場合があります。

### 奥さんのパートの収入と税金の関係は、次のようになります。

パートの年収 ( )内は給与所得金額	夫の所得から配偶者控除の適用が…	夫の所得から配偶者特別控除の適用が…	パート収入に自分自身の市県民税が…	パート収入に自分自身の所得税が…
99万円(34万円)以下	受けられる	受けられる	かからない	かからない
99万円(34万円)超 103万円(38万円)未満		受けられない	かかる場合があります	
103万円(38万円)超 141万円(76万円)未満	受けられない	受けられる	あります	かかる場合があります
141万円(76万円)以上		受けられない		

## 税のテレホンサービス



税金のことで分からないとき、申告のことで困ったときなど税務相談室をご利用ください。税金の専門家税務相談官が、責任をもってお答えします。

お気軽に電話でご相談ください。

○税務相談室豊橋分室(豊橋市大国町)

☎0532(52)6550・(54)7055

## 無料税務相談所へどうぞ

税理士の無料税務相談が、次の日程で開設されます。お気軽にご利用ください。

日時 2月27日(火)～3月8日(金)  
(土曜日と日曜日を除く)

午前9時30分～正午  
午後1時～4時

場所 蒲郡商工会議所  
蒲郡市民体育センター



## 冬休みクイズ当選者

1月1日号広報がまごおりに掲載した「冬休みクイズ」に255通の応募があり、このうち236通が正解でした。抽選の結果、次の50人が当選しましたので、学校を通じて記念品を贈ります。

【敬称略】

金田達也、日高久美子、本多亜由美(蒲南小)、市川宜典、海藤歩、中村智美、西浦由香(蒲東小)、石川真里、小田早織、近藤可代子、山田ゆき子(蒲北小)、遠山純子(蒲西小)、中野友恵(三谷小)、飯島絵理子、杉山加奈恵、彦坂兼司、牧野佑哉、森山康香(塩津小)、杉浦あゆみ、竹内由季、山本光一郎(大塚小)、市川貴久、壁谷崇史、川村真紀(形原小)、稲吉信貴、小笠原佑太、鈴木雅士(西浦小)、市川唯、柴田千絵美、中神諒、中鉢歩、松山誠(形北小)、鈴木美恵、羽佐田純野、松山早苗(中央小)、蒲野莉江、竹内暁音、本多陽子(三谷東小)、小田真也、高橋さゆり、三浦幸子(竹島小)、西浦義人(蒲郡中)、和田有加(三谷中)、尾崎美里、杉山真理子(塩津中)、鈴木健史(大塚中)、小林稔、山本千晴(形原中)、吉見智成(西浦中)、柴田肇(中部中)